

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	7 件

三重国民年金 事案 623

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 63 年 3 月まで

申立期間当時の国民年金保険料については、町務員宅に納付に行っていたと思うが、銀行に納付した記憶もある。社会保険事務所の記録によると 2 年間未納とされているが、6 か月間の未納は記憶にあるものの、2 年間の未納は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び申立人が国民年金保険料を納付していなかったと認識している 6 か月間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金保険料の未納を自覚している 6 か月間について、市役所から納付の勧奨を受けた場所や状況を詳細に記憶しており、申立期間に係る国民年金保険料を納付した経緯等についての説明も具体的である上、申立人は、未納を自覚している期間以外は納付書が送付されてきた場合、すべて納付していたとしているところ、申立期間より前の期間において、2 度にわたり重複納付のため保険料の還付を受けていることが確認できること等から、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立期間直後の国民年金保険料については現年度納付している上、社会保険庁の記録によると、申立期間について過年度納付の納付書が送付されていることが推認できることから、上記の状況を勘案すると、申立人が申立期間の保険料を過年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から47年3月までの期間及び56年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から47年3月まで
② 昭和56年7月から同年9月まで

申立期間①の国民年金保険料については、未納のはがきが来たので、市役所に夫の分と一緒に支払いに行った。

申立期間②については、その前後と同じように市役所か市民センターに支払いに行っていたので、この期間のみが未納となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、市役所から国民年金保険料の未納の通知が来たので、市役所において納付したとしているところ、社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和50年12月26日に36年5月から37年3月までの期間及び41年4月から43年7月までの期間の保険料を第2回特例納付により納付したことが確認できる上、第2回特例納付の実施期間において、市では保険料の未納がある被保険者に対して特例納付の勧奨の通知を發出しており、市役所内に特例納付の保険料の収納を行う金融機関が設置されていたことも確認できる。

また、申立人の国民年金保険料を納付した時の説明は具体的であり、申立人は一括納付した金額を「夫の分と合わせて10万円ぐらいまでだったと思う。」としているところ、当該金額は、上記期間の特例納付した金額と申立期間の保険料及び申立人の夫の特例納付した金額を合わせた金額とおおむね一致している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、上記特例納付の対象とした期間を後日変更している状況がみられる上、一部期間については更に保険料を還

付しているなど、行政側の記録管理の際に過誤が生じた可能性も考えられる。

加えて、申立期間②は、3か月と短期間である上、申立期間前後の国民年金保険料を現年度納付していることから、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 457

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和43年7月から44年9月までの期間については2万2,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、昭和43年7月から44年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月1日から44年10月1日まで

私が所持している「退職者の厚生年金保険加入履歴」では昭和43年7月1日から昭和44年10月1日までの期間の標準報酬月額が2万4,000円となっているが、社会保険事務所の記録では2万円となっている。申立期間の標準報酬月額が誤っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人がA社本店から同社B支店に昭和43年7月1日異動したことに伴い同社本店からC社会保険事務所に提出した厚生年金保険被保険者資格喪失届の確認通知書及びD社会保険事務所に提出した厚生年金保険被保険者資格取得届の確認通知書を事業主が保管しており、同確認通知書の報酬月額はそれぞれ2万円と記載されていることから、事業主は、申立人の報酬月額を2万円と届け出ており、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年4月から同年9月まで

申立期間の国民年金保険料は、絶対に納付している。申立期間について、銀行口座から保険料の引き落としが行われている取引履歴調査結果があるので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金保険料については申立人名義の銀行口座からの引き落としにより納付していたと主張しているが、申立期間前後の期間における保険料の納付日を見ると、平成9年度、10年度及び申立期間直後の平成12年10月から13年3月までの期間については過年度納付している上、11年度についても2か月分又は7か月分の保険料を一括納付しているなど、銀行口座からの引き落としにより定期的に納付している状況はうかがえない。

また、申立人の次男の国民年金保険料については、納付日から推測すると銀行口座からの引き落としによる納付と考えられる（社会保険庁の記録によると、少なくとも平成14年4月以降は申立人名義の銀行口座から引き落としされていることが確認できる。）ところ、申立人から提出された申立期間に係る申立人名義の銀行口座の取引履歴調査結果を確認した結果、一人分の国民年金保険料が引き落としされているものの、当該引き落とし年月日は、申立人の次男の国民年金保険料の納付日と一致している上、12年10月分について、取引履歴及び申立人の次男の納付日は12年10月31日であるのに対し、申立人の納付日は14年12月1日であることから、引き落とされた保険料は申立人の次男の保険料とみるのが自然である。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 626

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年12月まで

申立期間については、会社を退職後、厚生年金保険の一時金を受け取るか、継続して国民年金に加入するか市役所の人に言われ、母親に相談し国民年金に加入した。国民年金保険料は月額900円か950円ぐらいだった。納付場所は市役所か郵便局かはっきり覚えていないが、保険料を数か月分まとめて納付した記憶もある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金保険料を数か月分まとめて納付したとしているところ、社会保険事務所が保管している申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、昭和51年1月に49年1月から50年3月までの保険料を過年度納付している上、申立人が記憶している保険料額900円は、49年1月以降の保険料額であること、及び申立人の国民年金手帳記号番号は50年12月に払い出されていることから、申立人は、50年12月ごろに国民年金の加入手続を行い、49年1月以降の保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないほか、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 627

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から55年7月まで

私の国民年金手帳に記載されている国民年金被保険者資格を取得した昭和54年10月21日と、被保険者資格を喪失した55年8月1日の日付は市役所の職員が記入したものである。

申立期間の国民年金保険料については、集金人が来ていて、金融機関経由で市役所に納めていた。請求された保険料はすべて納めていたので未納は考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立期間は厚生年金保険に挟まれた期間であるが、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び喪失手続についての明確な記憶が無い上、申立人の国民年金手帳に記載されている被保険者資格取得年月日の昭和54年10月21日、被保険者資格喪失年月日の55年8月1日及び再度被保険者資格を取得した年月日の同年12月21日の文字は、同一人が記入したものとみられるところ、社会保険事務所が保管している申立人の国民年金被保険者台帳(旧台帳)によると、当該取得年月日等が記載されている欄に56年4月とみられる日付の押印があることから、これらの被保険者資格の取得等に係る手続は、申立人が申立期間後に加入した厚生年金保険の被保険者資格を喪失した55年12月以降に行われたものと考えられる。このことを前提とすると、申立期間の国民年金保険料については過年度納付によらなければ納付できないこととなるが、申立人は申立期間の保険料の納付について記憶が明確でない上、調査の結果、申立期間当時、申立人が申立期間の保険料を納付していたとする金融機関では過

年度保険料の収納を行っておらず、市においても過年度納付を取り扱っていないことが確認できることから、申立内容に不合理な点がみられる。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 628

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から45年12月まで

昭和43年8月に長兄が亡くなり、実家のあるA市に帰った。同年*月に20歳になったため、以後、母親が私の国民年金保険料を納めていると結婚前に聞いた。結婚してB町に転入してからは、その続きのつもりで国民年金保険料を納付していた。申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の母親も高齢等により当時の状況を聴取できないため、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和46年7月にB町において払い出されているが、その時点では、申立期間の一部は特例納付によるほかは、時効により国民年金保険料を納付できない期間であるが、申立人には遡^{そきゅう}及して納付した記憶は無い上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人が申立期間当時居住していたA市を調査しても、申立人が国民年金に加入した形跡は無い上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 629

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から49年2月まで

申立期間当時は、A県に在住しており、学生であったが、実家に帰省した際に母親から国民年金に加入して国民年金保険料を払っていたことを聞いた覚えがある。両親も一緒に納付していたはずである。未納とされていることには納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親は他界しているため、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の実家があったB県C村において昭和51年2月に払い出されており、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳(旧台帳)及び同村の国民年金被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格は49年3月15日と記載されているため、遡^{ぞきゅう}及して被保険者資格を取得したものと考えられるが、申立期間については、学生であったため国民年金の任意加入期間となること^{ぞきゅう}から、遡及して加入することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い上、申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、上記の社会保険事務所の旧台帳によると、申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された直後の昭和51年4月に資格取得時の49

年3月から50年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるが、当該期間の保険料については申立人の両親は現年度納付している上、昭和51年度以降の保険料については、申立人及びその両親共に保険料を前納していることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された後の期間から一緒に納付を始めたと考えるのが自然である。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 458

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月30日から同年12月1日まで

私の夫は、昭和53年11月にA社を退職して自営業を営むようになったが、同社を月末の前日に退職することは無く、月末まで勤務していた。夫の最後の勤めだったので、妻の私も覚えている。当時の同社の役員で事業主の息子が私の夫の勤務状況について証言をすると知っている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人がA社を昭和53年11月の月末まで勤務していたと主張しており、同社の元役員に申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について照会したところ、当時の資料は無く、担当者もいないため確認できないが、通常、被保険者の資格喪失日は月初にしていたとの回答があった。

しかし、社会保険庁の記録により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和53年11月前後(昭和49年3月から54年8月までの期間)に資格喪失した者21人の被保険者の資格喪失日を確認したところ、月初に資格を喪失した者はいない上、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者であった同僚が「当時、月末まで勤務して退職させる慣例は特に無かった。」と供述していることから、同社においては、必ずしも被保険者の資格喪失日を月初にしていたとは言えない状況がうかがえる。

また、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、昭和52年6月1日資格取得、53年9月9日離職となっており、申立期間に係る加入記録は

無い上、申立人が提出した昭和 53 年 7 月分及び 8 月分の給与明細書によると、厚生年金保険料はいずれも控除されているものの、同年 8 月分の勤務日数及び基本給額が同年 7 月分に比べ約半分になっており、同年 8 月分の旅行積立金及び親睦会費に訂正した線が記され、控除もされていない。

さらに、申立期間に A 社において厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月から21年6月7日まで
② 昭和21年9月15日から25年2月26日まで

申立期間①については、A社B工場に昭和20年10月から勤務していたが、社会保険庁の記録では21年6月7日資格取得となっており、申立期間②については、21年9月15日から25年2月26日までの厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給していない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社本社に照会したところ、「申立人の厚生年金保険記号番号は、昭和21年6月7日の資格取得時に払い出されており、同年6月7日以前に同記号番号での厚生年金保険の加入は無い。」との回答があった上、同社から提出された申立人が勤務していたとされる同社B工場の厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届の写しにより、申立人は昭和21年6月7日に厚生年金保険の資格を取得し、同年10月16日に資格を喪失したことが確認できる。

また、当該資格取得日及び資格喪失日は、申立人の社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録とも一致している。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、戦後最初に被保険者資格が取得されたのは昭和20

年 11 月 24 日となっており、申立期間①のうち同年 11 月 24 日までの期間については、同社 B 工場で資格取得した被保険者はいないことが確認できる。

加えて、申立人は同僚の氏名を記憶していない上、社会保険事務所が保管している A 社 B 工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立期間①に同工場で被保険者であった者に照会を試みたが、他界又は連絡先が不明であるため、当時の状況を聞くことはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、社会保険事務所が保管している申立人が勤務していた最後の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号が申立人の前後である女性のうち、脱退手当金の受給資格があり昭和 25 年 2 月から 34 年 3 月までの期間に資格喪失した者 4 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、3 人について資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、同事業所に照会したところ、「当時、退職者に対して脱退手当金の説明を行い、脱退手当金を請求するよう指導し請求手続は行っていた。」との回答があったほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間②の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 25 年 5 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月から同年 6 月まで
② 昭和 55 年 1 月から 59 年 12 月まで

申立期間①のA事業所については、結婚前のことで詳しく分からないが、夫の友人が経営していた会社であり、夫はトラックの運転をしていたと聞いている。申立期間②については、B社、C社の順番で勤務していたが、勤めていた期間の記憶が無いため、両社において調査してほしい。両社の給与明細書には厚生年金保険料が控除され、健康保険証もあった記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、A事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、法務局に照会しても、同事業所に係る法人登記の記録(法人登記簿)は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間②について、社会保険事務所が保管している申立人が最初に勤務していたとされるB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号1番(昭和54年6月11日資格取得)から19番(昭和59年10月1日資格取得)までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、同社の元役員に照会したところ、「申立人はアルバイトとして当社及びC社の順で

勤務していたが、当時の資料も残っておらず、申立人の勤務期間及び厚生年金の扱いについては分からない。」と回答しており、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は申立期間②当時の同僚の氏名等を覚えていないため、申立期間②にB社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、いずれも当時の記憶は不明確であり、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人がB社の次に勤務していたとされるC社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和63年6月1日であり、申立期間②については、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、同社に照会したところ、「当社が厚生年金保険に加入できるようになったのは63年6月であり、申立期間は加入できなかった。」旨の回答があったほか、同社の元役員及び申立期間②に同社において厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

その上、申立人のB社及びC社における雇用保険の加入記録は無く、申立期間②のうち昭和59年4月1日から同年12月までの期間は、他の事業所における雇用保険の被保険者期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 461

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月から27年10月1日まで
② 昭和30年1月31日から33年3月15日まで

私は、新制中学を卒業後すぐにA市のB事業所に就職し、昭和50年3月の退職まで同事業所の工事に所属し働いていた。同事業所の名称がC社に変更となったが、申立期間①及び②はいずれも同事業所に継続勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、社会保険事務所に保管しているB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和27年10月1日に健康保険番号として※※番、再取得時の33年3月15日には※※番が付されていることから、申立人が継続して被保険者であったとは考え難い上、同名簿の記載に訂正された痕跡は無く、不自然さはみられない。

また、社会保険事務所の記録によると、B事業所は平成11年7月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も既に他界しており、同事業所の継承事業所であるD社に申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会しても、B事業所の当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、B事業所において申立期間①及び②に厚生年金保険被保険者であった同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、複数の

同僚から、申立期間①については「申立人は当該事業所に勤務していた申立人の父親の助手として勤務していた。正式に入社したのは昭和 26、7 年だと思ふ。」旨の回答があったほか、申立期間②については「申立人の所属していた当該事業所の工事は昭和 30 年ごろに解散している。申立人も私も一度別の会社に勤務していたが、その後、申立人は別の同僚と当該事業所の下請けのような業務を行った後、再度当該事業所に戻ったはずである。」旨の回答があった上、社会保険事務所が保管している同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所の工事に所属していたとされる同僚 4 人については申立人と同様に昭和 30 年 1 月 31 日に資格喪失している。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録をみると、B 事業所から名称変更した C 社において、昭和 33 年 1 月 15 日資格取得、50 年 3 月 10 日離職となっており、申立期間②の大部分である 30 年 1 月 31 日から 33 年 1 月 14 日までの加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 462

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月7日から27年4月27日まで

被保険者記録照会回答票により厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みとされていることを知った。しかし、私は脱退手当金の請求をしておらず、受給したことも無い。A社を退職後、会社や同僚との連絡も無かった。脱退手当金は受け取っていないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は厚生年金保険被保険者証を所持していないため、同書類では確認できないものの、社会保険庁が保管している申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約11か月後の昭和28年3月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 463

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

平成 15 年 2 月 3 日、経営不振により厚生年金保険料を納付できないので、社会保険事務所の担当者に相談し、遡及して標準報酬月額の減額に係る記録訂正の届出を行った。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 14 年 9 月 30 日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、同社が適用事業所ではなくなった後の 15 年 2 月 5 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（47 万円）が、平成 14 年 4 月 1 日までさかのぼって 15 万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立人以外に社会保険事務を扱った担当者はおらず、遡及して標準報酬月額の減額に係る記録訂正の届出を行った旨の供述を行っていることから、申立人は、当該事業所における厚生年金保険関係の事務に関与し、申立期間について、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該標準報酬月額に係る減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険料の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

三重厚生年金 事案 464

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 9 月 1 日から 13 年 3 月 1 日まで

当時、経営状況が良くなかった会社から、実際の給与支払額はそのままにして給与明細書上の給与支払額を減額してよいか聞かれ同意書に押印した記憶がある。給与支払額に変更はなかったため、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管している当時の賃金台帳によると、申立人の給与から控除されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所の記録と一致している。

また、申立人は、申立期間において、A社が経営悪化に伴い、報酬月額を減額し賃金体系を改正することについての同意書を同社に提出している上、その同意書には申立期間における同社の厚生年金保険被保険者であった者 23 人のうち 22 人が申立人と同様に賃金体系を改正することに同意していることが確認でき、申立人は、申立期間について、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものと考えられる。

このほか、申立期間において、社会保険事務所が記録する標準報酬月額が誤りであることをうかがわせる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。